

令和8年（2026年）5月1日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市男女共同参画苦情等処理委員

鈴木 富美子

鈴木 彩加

令和7年度つくば市男女共同参画苦情等処理年次報告書  
（令和7年4月から令和8年3月まで）

つくば市男女共同参画苦情等処理規則第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

### 1 苦情等処理制度の概要

つくば市男女共同参画苦情等処理は、男女共同参画社会の形成を阻害する問題に対する苦情や意見（以下「苦情等」）を適切に処理するための仕組みです。苦情等の処理を専門的に行うために「苦情等処理委員」が設置されており、苦情等処理委員は、市長の命を受けて事案の調査や処理を行い、その結果を市長に報告します。報告を受けた市長は、事案に対する処理方針を決定し、必要に応じて是正のための助言、指導等を行います。

### 2 苦情等申出処理状況

- ・前年度からの継続件数 0件
- ・令和7年度申出件数 0件
- ・令和7年度処理件数 0件

### 3 苦情等処理委員の意見

- ・当該苦情等処理制度の認知度向上に向けて、市民に対する広報活動を引き続き実施していただきたい。（鈴木彩加委員）

<参考>

つくば市男女共同参画苦情等処理規則

(事案の処理状況の報告等)

第12条 苦情等処理委員は、毎年度1回、事案処理の状況及び事案処理に関する意見等の報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

【つくば市男女共同参画苦情等処理委員名簿】

鈴木 富美子 (弁護士) (再任)

任期：令和6年6月1日から令和8年5月31日まで

鈴木 彩加 (筑波大学人文社会系 准教授)

任期：令和6年6月1日から令和8年5月31日まで